

2021年4月19日

J-NET株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第14版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた基安発0331第2号に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第7版）について2021年4月19日に公表させていただいております。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置が対象エリアで実施されています。

なお、弊社ではまん延防止等重点措置における、政府から企業にたいしての要請である「出勤率70%削減」を目指し、4月19日以降は輪番による出勤を前提に、本社及び全営業所の社員を、可能な限り在宅勤務に振り替えることとします。

引き続き、ご契約いただいているお客様及び関係各所の皆様には、ご不便をお掛けしませんよう、最大限の努力で全社取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上